

Title	近世日朝貿易における細物請負屋の活動：元禄期を中心に
Sub Title	Japanese Commissioned Merchants in the Small Ware Trade between Japan and Korea in the Seventeenth and Eighteenth Centuries
Author	田代, 和生(Tashiro, Kazui)
Publisher	三田史学会
Publication year	2010
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.79, No.1/2 (2010. 3) ,p.1- 31
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20100300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

近世日朝貿易における細物請負屋の活動

——元禄期を中心に——

田代和生

はじめに

対馬藩は、朝鮮商人との間で展開される私貿易（開市）の経営合理化のため、天和三年（一六八三）藩内の有力商人一〇人で構成される商売掛（後の元方役^{もとかた}）を設置し、翌貞享元年（一六八四）〜宝永七年（一七一〇）までの二六年間、私貿易の運営に当たらせた。こうした藩営の私貿易が開催される倭館開市大庁には、渡航を許可された使者や倭館役員、その従者、商人、職人たちの出入りがあり、藩の認可（御免）を得た品の売買、いわゆる「御免物貿易」を行うことができた。この御免物貿易に最も深くかかわったのが倭館請負屋、すなわち倭館での生活必需品の製造・販売、あるいは特定の物資の輸送・販売などを担当する商人たちである。

かつて筆者は旧稿「元禄期倭館請負屋と御免物貿易」〔『史学』七七卷一号、二〇〇八年〕において、請負屋の人員構成、請負業種名、元方（元手）貸付制の存在などを明らかにし、御免物貿易の実態と規模を考察した。ただしここでは請負屋による御免物貿易の全体像を把握することを目的としたため、請負屋個々の活動内容、とりわけ最大の御免物貿易を展開した「細物請負屋」の活動については、その役割の重要性を喚起するに留めておいた。

ところで複雑なことに、細物は物品名ではなく、「細かい物」「日用のこまごました物」「諸々の品」を表す総称である。長崎貿易では「小間物」と書いて輸出品および輸入品の両方のリストに登場するが、不要・不急のもののみなされてしばしば取引禁止の措置を講じられるこ

とがあつたといふ⁽¹⁾。では倭館における細物とは、具体的にどのような物資をさすのか。実はこれまで、対馬藩のいう細物の定義が不明であつたことから、それがどのような目的で倭館へ搬入されたのか、基本的なことが不明のまま、倭館への物流や開市大庁での取引が考察されてきた⁽²⁾。特に重要なことは、倭館の外交儀札や、個人的な交流の場で贈られる多種多様な音物^(いんぶつ)(遺物^{ついでもの})の存在である。この音物は、倭館においては細物の部類に属し、このほか倭館での日用品、あるいは貿易品としての用途もあり、これらの倭館搬入を委託された細物請負屋の活動範囲は極めて多岐にわたつていたといえる。

そこで本稿では、まず倭館における細物とは具体的にどのような品を指すのか、その種類と倭館搬入の用途を明らかにしたうえで、細物請負屋の規模、活動内容、私貿易業務の委託などについて明かにしてみたい。

註

(1) 山脇悌二郎『長崎の唐人貿易』(吉川弘文館、一九六四年)二四四頁。同書収録の正徳元年(一七一)輸出入表によると、小問物の品目数は次の通り輸出部門のほうが圧倒的に多く、日本国産品の小問物輸出が盛んだつたことを明らかにしている。

輸入品(五四艘分) 小問物 六六櫃 一七七品目
輸出品(三八艘分) 小問物九二八櫃 一七〇品目
長崎貿易における小問物の種類・数量・品目解説は、同書表9・表10を参照。

(2) 泉澄一「一七六七(明和4)〜一八二四(文政7)年における対馬藩より朝鮮への音信物等をめぐって」(『水戸朴永錫教授華甲紀念・韓國史學論叢(下)』一九九二年所収)は、倭館へ頻繁に搬入される音物に初めて注目し、その種類と品目について解説した論文である。ただし音物の倭館搬入を「非公式な物品の流れ」(七八七頁)と定義したり、賄賂用に朝鮮側へ提供された銅を「輸出品」とみなして貿易量への加算を提唱する(七九二頁)など、日朝間の複合的な物流が正確に理解されないまま史料解説や論考がなされているので注意を要する。

第一章 細物の種類と用途

細物請負屋の活動について触れる前に、まず倭館における細物の具体的内容を明らかにしておきたい。倭館という細物の全体像は、寛政六年(一七九四)対馬藩朝鮮方が記録した『細物諸色直段帳⁽¹⁾』によって知ることができる。説明文はないが、総て一つ書きで細物の種類とその単価を次のように記録している。

一 蒔絵印籠壺ツ二付 代銀⁽²⁾銀八匁かへ

但し無地も直段同断

- 一同衣桁沓ツニ付 同式拾貳匁五分かへ
- 一黄色衣装簞筒沓ニ付 同叁拾匁かへ
- 一衣装櫃沓ツニ付 同拾六匁かへ
- 一象牙唐人印判沓ニ付 同四匁五分かへ
- 一黒角唐人印判沓ニ付 同貳匁五分かへ
- 一同印肉入大印判沓ニ付 同八匁かへ
- 一同印肉入小印判沓ニ付 同沓匁五分かへ

(以下略)

一つ書きは三三八項目におよぶが、品目の重複が一六種あることから、これを除外すると三七三種の名称を確認することができる。

細物の内容を具体的にみるため、このなかで特に品目数の多い食器類・調理道具・鏡の種類を、単価を除外して表1に示した。まず①食器類・調理道具とは、茶碗・皿・徳利・猪口・盃・弁当箱・重箱・盆・折敷(食器用角盆)・鍋・釜・七輪などである。伊万里焼、京焼、蒔絵、漆器、あるいは銅・錫・鎮鎌・鉄など金属製品が多くみられることから、主体は日本国内の工芸品であることがわかる。これらの品々は、倭館に暮らす人々の生活用品であるとともに、饗応の場を通じて朝鮮側の役人や

近世日朝貿易における細物請負屋の活動

商人の目に触れることが多く、後日注文を受けて販売に供されることがある。また②鏡をみると、蒔絵の描かれた華麗な家(上箱)入りのものから丸鏡、蒔絵の鏡台までである。寸法を細かく指定して三四種類も書き出されていることから、これらは倭館住民の日用というよりも、朝鮮側の需要に応えたものであることが分かる。

表以外では、衣桁・簞筒・戸棚といった家具類、火鉢・蠟燭・提灯・行燈など、倭館の「住」の部分で使用される品も細物に含まれている。また硯・墨・文匣・紙などの文具類、書籍・食品・薬種・キセルなども細物に入る。さらに、長崎で購入した輸入品(たとえば龍眼肉・荔枝・孔雀尾・玳瑁・象牙・水銀・砂糖など)もあるが、反面、朝鮮で生産された物資がまったく含まれていない。おそらく倭館という細物とは、対馬藩が倭館へ搬入した物資に限っていたのではないかと考えられる。細物の主体が日本からの搬入物で占められていたことは、細物の用途と密接に関係する。つまり細物とは、第一に倭館という外国生活を余儀なくされた人々へ提供される生活必需品であったことになる。

第二に考えられることは、輸出品としての用途である。日朝貿易において国内工芸品が盛んに輸出されたことは

表1 細物の種類 ①食器・調理道具

茶碗・天目・皿	伊万里五合入德利	浅黄中丸盆
錫茶碗	伊万里三合入德利	浅黄大丸盆
鐵茶碗	伊万里式合半入德利	浅黄足附大丸盆
ひいどろ茶碗	伊万里平德利	蒔絵足附大丸盆
伊万里染付二重蓋天目	伊万里七合入角德利	蒔絵足附中丸盆
伊万里染付大蓋天目	鐵壺升入德利	蒔絵足附小丸盆
伊万里染付小蓋天目	ひいどろ猪口	蒔絵無足大丸盆
京焼三重蓋天目	伊万里白手猪口	蒔絵無足中丸盆
鍋中天目	伊万里染付猪口	蒔絵無足小丸盆
伊万里大天目	伊万里染付十分盃	蒔絵足附折敷
伊万里中天目	ひいどろ盃	蒔絵二ノ足附折敷
伊万里小天目	京焼盃	蒔絵五寸足ノ附折敷
伊万里四手入子天目	弁当箱・重箱	木具
伊万里染付入子大天目	壺人弁当	鍋・釜・七輪
京焼小天目	式人弁当	銅ちろり
伊万里大皿	三人弁当	錫間鍋
伊万里中皿	五人弁当	朱蓋鉄間鍋
伊万里小皿	茶弁当	銅五ツ入子鍋
京焼中皿	京焼菓子重	銅三ツ入子鍋
伊万里四手台皿	伊万里焼三重小重	銅耳附大鍋
伊万里八角台皿	提重	鉄七ツ入子鍋
伊万里染付中台皿	蒔絵提重	鉄五ツ入子鍋
伊万里染付八角台皿	黒塗大重箱	鉄三ツ入子鍋
ひいどろ台皿	黒塗中重箱	鉄こま鍋
德利・猪口・盃	黒塗小重箱	銅耳付中鍋
伊万里染付大德利	浅黄三ツ入子重箱	銅耳付小鍋
伊万里三升入德利	蒔絵大重箱	銅湯次
伊万里式升入德利	蒔絵中重箱	あふりこ
伊万里壺升五合入德利	盆・折敷	唐金釜
伊万里壺升入德利	鎮鏝菓子盆	焼もの七厘
伊万里七合入德利	浅黄小丸盆	

表1 細物の種類 ②鏡

鏡・鏡箱・鏡台	
蒔絵家入三寸柄鏡	三寸柄鏡
蒔絵家入四寸柄鏡	四寸柄鏡
蒔絵家入五寸柄鏡	五寸柄鏡
蒔絵家入六寸柄鏡	六寸柄鏡
蒔絵家入七寸柄鏡	七寸柄鏡
蒔絵家入八寸柄鏡	八寸柄鏡
蒔絵家入九寸柄鏡	九寸柄鏡
蒔絵家入壺尺柄鏡	壺尺柄鏡
蒔絵家入中柄鏡	四角鏡
上三角三寸柄鏡	上三角鏡
上三角四寸柄鏡	上三角女丸鏡
上三角五寸柄鏡	蒔絵家入四角鏡
上三角六寸柄鏡	蒔絵家入大釣鏡
上三角七寸柄鏡	蒔絵家入小釣鏡
上三角八寸柄鏡	衣装絵四角鏡家
上三角九寸柄鏡	溜塗鏡家
上三角壺尺柄鏡	蒔絵鏡台

すでに中世期から確認されるところであり、近世になるとこれが「御送使遣用細物⁴⁾」という総称名で倭館へ搬入されていたことになる。たとえば表2は幕末期のものだが、毎年規程された封進物(朝鮮国王への献上品)の出定品を示したものである。ここにある朱(紅)・紋紙・料紙箱・硯箱・盆・風呂(風呂)・屏風・鏡・唐鍔・煙器(キセル)・手洗・手燭の類は、いずれも細物扱いで倭館へ搬入されたものである。

また私貿易(開市)でも、多種類の細物が輸出されている。貞享期(一六八〇年代)〜享保期(一七三〇年

表2 封進物のうち細物

船名	種類・数量
歳遣第一船	日本朱 2斤 紋紙 300枚
一特送使〜三特送使	日本朱 6斤 蒔絵台付大硯箱 1ツ 蒔絵無足中丸盆 1束 銅野風呂 1ツ
以酌庵送使	蒔絵家入7寸鏡 1面
萬松院送使	金屏風 1双 銅三ツ入手洗 1組
漂民五巡	蒔絵台付大硯箱 5ツ 紋紙 1500枚 蒔絵料紙箱 5ツ 蒔絵家入7寸鏡 5面 唐鍔 25挺 蒔絵大重箱 5組 蒔絵中重箱 5組 黒塗手燭 5本 朱竿煙器 250本

宗家文書『當時公貿易并朝鮮御商買御利潤凡考之積帳』のうち「年条八送使且裁判并漂民看品封進物遣掛之事」(国立国会図書館所蔵)より作成。年代不明だが内容から弘化元年(1844)・同2年と推測される。

代)の記録をみると、藩が私貿易で輸出した細物の詳細が判明する。数量や単価等については後述するとして、その品目名のみを列記すると次の通りである。

銀山煙器・朱竿煙器・青貝煙器・紋紙・びいとり
紙・白羽二重・ころ鮫・見臺・小刀・黄連・沈香・

陣皮・あこや玉掛目・書籍類・植物類・五花糖・白糖糖・孔雀尾・皮籠・象牙真針・木真針・目がね・時計・日本朱・燈台・水晶箆緒・銅五ツ入子鍋・銅五ツ入子手洗・薬籠・柄付鏡・蒔絵家人女鏡・黄色掛硯・塗蒔絵大硯箱・硯石・蒔絵中硯箱・蒔絵重箱・蒔絵塗大丸盆・色付帳箱・帳箱・疣掛硯・丸盆・蒔絵足付折敷・塗重箱・小秤・唐鋏・傘・天目・伊万里焼染付皿

五花糖・白糖糖など長崎からの中継品もみられるが、ほとんどが日本産品で占められている。ここでも朝鮮好みの豪華な蒔絵細工の硯箱・家人鏡・盆・折敷などが多く、また各種の細工を施した煙器の類は、朝鮮国内での喫煙慣習の定着に細物輸出が深く関係していたことを窺わせる。このほか請負屋による御免物貿易（後述）でも、細物が盛んに輸出されている。

以上みてきた①日用、②貿易用以外に、細物は両国の儀礼や交流の場における③音物（遣物）用としての用途があった。倭館運営上欠くことのできないこれらの物資が、実は「細物」の部類に属していたことは次の志田運平の書付にも明らかである。⁽⁷⁾

享保六年辛丑三月廿三日

志田運平

右者此度吊禮使封進ニ被差渡候處、於彼地音物用品御定り之通ニ而ハ不足ニ有之候付、細物屋方より致借用差足返物相濟置候付、為返物細物朝鮮渡被差免被下候様ニ願出候、三判使之節ニも封進へハ音物用細物被差免候儀ハ無之候付、先達而願出候節不被差免候、（中略）三判使都船主へ細物御免被成候格を以封進へ御免被成候例無之候得共、願之通式百目分之代物被差免候間、可被申渡旨組頭吉川六郎左衛門へ申渡ス、

（句読点および傍線は筆者、以下同）

志田運平は、吊禮使の封進役として享保五年（一七二〇）倭館へ派遣されたが、そこで直面したのが多種多様な「音物用品」を調達することであった。右の史料によれば、音物は「御定り之通」（藩の規定額）では足らず、「細物屋」から借用して（儀礼用）返物を済ましたとある。このとき細物屋からの借用分（銀二百目）が未払状態にあり、その返済を藩へ依頼したのがこの書付である。これらのやりとり、あるいは文中の「音物用細物」の語句からも、朝鮮側へ渡される音物（遣物）もま

表3 音物用細物代定額 享保6年(1721)
(銀額)

役職	定額
参判使正官	1貫500匁
参判使都船主	300匁
館守	1貫500匁
裁判	750匁
* 俵四郎左衛門	1貫300匁
別一代官	800匁
二代官	400匁
町手代	300匁
東向寺	473匁6分
通詞	(各300匁)
合計(通詞を除く)	7貫323匁6分

* 印判役。判掌官として人参値下げ交渉のため渡航。宗家文書『類聚書抜』十二、細物代并細物御免、享保6年6月条(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)より作成。

註
(1) 韓国・国史編纂委員会所蔵。

た細物の総称名で倭館へ搬入されていたことが判明する。ところで「音物用品御定り之通」とあるように、音物用細物代は役職や派遣者ごとに額が規定されていた。志田運平が倭館へ派遣された頃の定額は、表3に示したように館守以下一〇種の派遣者についてのみ判明する。このうち裁判の細物代定額七五〇匁は、享保五年(一七二〇)「訳官迎送裁判となった三浦酒之允が渡航前に「近年諸物高直」を藩へ訴え、これまでの定額五〇〇匁に二五〇匁を加えることを許可されたものである。しかしこれも翌年の享保六年六月に減額されて六〇〇匁になるな

ど、定額は時期によってかなり激しく変動している。表3のうち、通詞は各個人の数字で、定額は派遣人数によって異なることからこれを考察の対象から除外し、東向寺僧までを合計すると銀七貫三三三匁余(金一二二両)にもなる。この数値は倭館役員の一部の合計であることから、全員の細物代定額は相当な額に及ぶと考えられる。しかも実際にはこの定額だけでは不足し、請負屋からの借金や役員の自己負担によって支払われていたことは先述した通りである。たとえば表3によると、参判使(臨時使節の総称)の定額は正官が一貫五〇〇匁、都船主(荷物掛)が三〇〇匁で合計一貫八〇〇匁になる。志田はこの額でも不足し、細物屋から二〇〇匁を借用したというから、このときの吊禮使の音物用細物代は二貫目に達していたことになる。おそらく倭館役員が実際に支払った音物用細物代は、表3の合計額の数倍に達するとみられ、このことから倭館における音物の市場規模がいかに大きかったかを窺い知ることができる。

(2) 対馬藩の大通詞・小田幾五郎が書いた『通訳酬酢』十一酒札之部(韓国・国史編纂委員会所蔵)に、倭館見物に訪れた両班の一人が饗応の席に据えられた風爐鍋(七輪)を所望し、朝鮮訳官が「此品は売用候故、拙者より可進候」と答える場面が記録されている。工芸品に限らず、調理道具も注文に応じて販売され、訳官がその仲介にあたっていたことが分かる。

(3) 中世日朝貿易の輸出品をみると、畿内生産力を背景にした国内工芸品が中心となっていた。品目など詳細は、田村洋幸『中世日朝貿易の研究』(三和書房、一九六七年)四二二〜四二七頁を参照。

(4) 宗家文書『諸請負御免控』長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵。本史料については、本稿第二章参照。

(5) 近世初期〜中期の封進(初期は進上)の品目・定額は、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)六一頁、八〇頁を参照。なお日本の細物名を朝鮮側の史料(『通文館志』『増正交隣志』など)から読み取るには、以下のように漢字を置き換える必要がある。

蒔絵⇨彩画 伊万里染付⇨華 徳利⇨瓶 箱⇨匳
苳焼⇨白手 天目⇨甫兒 らう竹⇨竿竹 鉢⇨貼匙
(6) 貞享元年(一六八四)〜宝永七年(一七一〇)の期間は商売掛(元方役)が記録した私貿易帳簿『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』(宗家文書、国立国会図書館所蔵)から細物名を抽出し、享保期(一七一六〜一七三五)については『古川家覚書』(九州大学文学部所蔵)の「細物 商売物」の項目を参照した。

(7) 宗家文書『類聚書抜』十二、細物代并細物御免(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。

(8) 吊禮使は朝鮮国王の家族の逝去に応じて、弔意を表すために対馬藩から派遣される臨時使節のこと。朝鮮では小差倭として扱われる。封進役は定例の封進物(国王への献上品)や使節に伴う外交儀礼の音信物を揃える役。

(9) 宗家文書『裁判記録』三浦酒之允、沓、享保五年八月二十一日条(国立国会図書館所蔵)。

(10) 前掲註(7)宗家文書『類聚書抜』十二、細物代并細物御免、享保六年六月四日条。なおこのとき参判使正官・館守・俵四郎左衛門・別一代官の細物代定額が、次のように減額されている。

参判使正官 一貫五〇〇目↓三〇〇目
館 守 一貫五〇〇目↓三〇〇目
俵四郎左衛門 一貫三〇〇目↓一〇〇目
別一代官 八〇〇目↓五〇〇目

第二章 細物請負屋の創設と活動内容

請負屋の活動が整備される以前、輸出品の調達・輸送は担当部署ごとに行う慣例になっていた。寛文三年(一六六三)役人の職掌を規定した『御留守中諸役目被仰付候榴』¹⁾に次のようにある。

(前略)

大東 利左衛門

高本 才兵衛

田中 十郎左衛門

右ハ送使懸り、但封進物・同遣物・其外商売物、手

前在なしの儀ヲ兼日勘定之者方へ申聞相調手つかへ

無之、尤勘定之者下知ヲ請万事念入差引可致事、

扇 傳左衛門

橘 三郎左衛門

山田 兵左衛門

田中 近左衛門

右ハ斤定蔵懸り、斤定蔵之儀ハ小間物・諸色取あつ

かい候、是又勘定之者下知を請念入差引可仕事、

このように、官營貿易（封進・公貿易）を担当する送使懸り（送使方）は封進物・遣物・商売物（この場合は公貿易品）を扱い、また勘定方の斤定蔵役人は小間物・諸色を扱うという、役職ごとの調達方式がとられていたことが分かる。しかししだいに日朝貿易（特に私貿易）の取引量が増加し、貿易品の種類もかなり多岐に亘るようになったことから、品目によっては認可された専任業者（請負屋）に調達・輸送、あるいは販売までも委託することが多くなった。

細物請負屋の創設と活動内容について、元禄六年（一六九三）に作成された宗家文書『諸請負御免控』⁽²⁾の「細物請負」の項に、次のように記録されている。

1 細物請負 田中六右衛門

阿比留武兵衛

久井伊左衛門

2一、細物之義、御商売物之外甲子年より依願請負被仰付候事、

3一、細物朝鮮へ差渡候節、買本銀拾貫目二付御運上銀五百目宛於朝鮮表御商売掛方へ三ヶ年目ニ売込銀ヲ以上納可仕候事、

4一、細物朝鮮へ売渡候代之義ハ、沓ヶ年ニ五拾貫目宛御商売掛方へ売込可仕候、其代銀ハ上方於御国可被成下事、

5一、御送使遣用細物之義、朝鮮人売直段ニして御代官方へ相渡、為其代御代官方より公木沓束ニ付代物銀六百目宛ニして可被相請取候、其公木御国へ差渡候御運上沓束ニ付銀式拾五匁宛於御国上納可仕事、

6一、紬沓疋ニ付 御運上銀五匁式分宛
一、煎紬沓疋ニ付 御運上銀三匁宛

一、黄糸壹斤二付 御運上銀五匁宛

一、真綿子壹斤二付 御運上銀二匁七分宛

右之通被仰付候間、御運上銀ハ翌年於朝鮮表売込

銀ヲ以御商売掛方へ上納可仕事、

7 一、右之品々御国渡仕候節ハ、於市場御横目見分ニテ

致荷揃御印判請、御送使方へ送り渡シ可被相請取候、

尤御用之分ハ何程ニても売上可申事、

8 一、銅五拾丸 一、鐵四拾丸 一、鍮五拾丸

一、丹木拾丸 一、胡椒拾丸

右ハ袖・黄糸・真綿子調方ニ御商売掛方より壹ケ

年ニ如此宛朝鮮人へ売直段ニして買請取、価ハ糸

端物ヲ以上納可仕事、

（文頭数字は筆者）

各項目の番号順に内容を要約すると、次のようになる。

1 構成員 2 創設年代 3 5 細物の倭館搬入規程

6 8 細物請負屋の御免物貿易

これらの項目にしたがって、次に詳しく細物請負屋の活動を検討してみる。

①創設と構成員

細物請負屋の創設に関わることは、項目2に記述されている。創設年は「甲子年」としているが、これは貞享

元年（一六八四）のことで、その前年に設置された私貿易担当官の商売掛（元禄九年元方役と改名³）が活動を開始した年に当たる。それも「依願」とあることから、細物請負屋が商人側からの要望で組織され、また細物の定義を「御商売物（私貿易品）之外」として、商売掛の扱う商品と区別して調達・倭館輸送・販売を開始したことが分かる。

ただし細物請負屋の活動が商売掛と密接に関係していることは、項目1の構成員から窺うことができる。ここに書き出された三名の商人のうち、阿比留武兵衛が元禄八年（一六九五）二月、久井伊左衛門が元禄九年（一六九六）十二月に、相次いで藩の商売掛に登用されており、さらにかれらの後任として細物請負屋となった大東清右衛門も、商売掛を改名した元方役に元禄十六年（一七〇三）四月に就任している⁵。この阿比留武兵衛・久井伊左衛門・大東清右衛門は、いずれも対馬の特権商人「六十人」のなかで名門とされる橋辺家の姻戚関係にある⁶。このうち特に久井伊左衛門は、細物請負屋時代から『倭館』毎日記』に頻繁に登場し、時に人參の密貿易をめぐって訳官と倭館館守・商売掛の間での微妙な交渉にあたるなど、単なる請負屋の活動にとどまらない重要な

役割を担っている⁽⁷⁾。元方役への就任直後に起きた元禄銀の輸出問題（後述）においては、交渉官となった橋辺判五郎（元方役）を補佐して事実上の実務担当役として活躍している⁽⁸⁾。またあるいは本稿で後述するように、元方役の立場にあって細物請負屋と連動して私貿易運営にあたるなど、久井伊左衛門の活動内容から逆に商売掛（元方役）と細物請負屋の相互補完的な関係を窺うことができる。

唯一、商売掛に登用されなかった田中六右衛門は、対馬府中で質屋を営業しており、天和三年（一六八三）二名の商人と連名で銀三〇〇目を藩主へ献金する⁽¹⁰⁾など、資本金を備えた有力富裕商人であることは間違いない。宝永期（一七〇〇年代）にも細物請負屋の一人として活動が確認されており、さらにこの時期になると、細物請負屋は権藤元之助・多田伊兵衛・橋辺市郎兵衛・脇田判助を加えた五人体制になっている⁽¹¹⁾。倭館への渡航札（許可証）は、この五名へ発行された本札以外に加札五枚が発行されていることから、この時期の細物請負屋は総勢一〇人の商人団で構成されていたことになる⁽¹²⁾。この加札は、さらに元文四年（一七三九）になると一枚増加されて六枚となっており⁽¹³⁾、構成人員は数ある請負屋のなかで突出

している。創設時の細物請負屋の加札数は不明だが、恐らく本札と同じ三枚かそれ以上ではないかと想定される。細物請負屋の構成員の性格、あるいはその人数の点からみて、あたかも商売掛の活動を下支えする商人グループが、時期を同じくして組織され、活動を開始した感がある。

② 細物の倭館搬入規程

細物請負人が物品を倭館に搬入する時の規程が、項目3〜5に書き出されている。まず項目3は、細物の運上銀（税）に関する項目である。買本銀（仕入値）一〇貫目につき五〇〇目（税率5%）とし、納期は三年後に倭館において商売掛への売込銀の中から上納するとされている。「細物朝鮮へ差渡候節」とあることから、この税率は倭館へ輸送される総ての細物（住民日用・貿易用・音物用）に適用されたことが分かる。

項目4は私貿易輸出用の細物に関することで、細物請負屋は年間五〇貫目を限度に商売掛へ売り込むことができる⁽¹⁴⁾とし、その売込銀は上方か対馬国元のいずれかで細物屋へ支払う規程である。これら売上代銀と細物の倭館搬入にかかわる納税代銀の両方が、商売掛の会計に組み込まれて決済されていたことが明らかに、先述した

商売掛と連動した活動がここからも窺える。

項目5の「御送使遣用細物」とは、送使方が扱う細物、すなわち封進物や音物用の細物を指している。これは総て代官方へ納入し、代価は朝鮮人売値段（輸出価格）で計算して公木（朝鮮木綿）を一束につき銀六〇〇目の割で代官方から支払われる。この公木を国内販売するときには、運上として一束につき銀二五匁を対馬国元で上納する（税率四・一％）とある。このように音物などの細物は総て代官方に集約され、代価を公木で支払われる仕組みになっていたこと、さらにその公木を細物請負屋が国内へ持ち込んで販売できたことなど、公木の輸入・販売を通じて細物請負屋が日本および朝鮮の木綿市場に深くかかわっていたことを示している。なお代官方が指定した公木一束⁽¹⁴⁾銀六〇〇目の交換率は、当時の倭館相場（公木一束⁽¹⁴⁾銀五六〇目）よりも割高であり、この時点では藩側に有利な価格設定になっていたことが分かる。

③御免物貿易（個人貿易）

細物請負屋は、細物の倭館搬入にかかわる委託業者であることから、請負屋としての特権ともいえるべき「御免物貿易」の認可を受けていたことはいままでもない。その御免物貿易のうち、項目6・7は輸入業務、8は輸出

業務にかかわる規程である。

まず項目6によると、細物請負屋が輸入・販売を認可された品目は、紬・煎紬・黄糸・真綿子の四品目で、品目毎に課税額が設定されている。「御運上銀ハ翌年於朝鮮表売込銀ヲ以御商売掛方へ上納可仕事」とあり、ここでも私貿易用細物の売込代銀のなから翌年に支払うよう指示されており、商売掛の活動との連動が確認できる。項目7は、これら輸入品の輸送にかかわる項目で、倭館から発送するときは横目立会いのもとで印判をつき、書類は送使方へ送るようにとある。「御用之分ハ何程ニても売上可申事」とあるのは、これら四品目の輸入量に特に制限がなかったことを示している。

項目8は、輸入品を入手するための輸出対価品（元方⁽¹⁵⁾）の規定である。これによると、細物請負屋に認可された元方は銅・鐵・鍮・丹木・胡椒の五品目で、それぞれに定額が設定されている。一丸⁽¹⁵⁾五〇斤であるから、単位を斤に直すと

銅二五〇〇斤、鐵二〇〇〇斤、鍮二五〇〇斤
丹木五〇〇斤、胡椒五〇〇斤、

となる。いずれも私貿易専売品であるため、細物請負屋はこれを商売掛から「朝鮮人へ売直段」（輸出価格）で

購入しなければならぬ。輸出価格を右の定額にかけて合計すると二四貫二六五匁になり、これが細物請負屋による御免物貿易の規模（いわゆる元方銀額）とみなすことができる。この額は、他の請負屋の平均値（五貫目から六貫目）に比較して突出したものであることはすでに旧稿⁽¹⁷⁾で指摘した通りである。

ところで通常、請負屋は元方銀の返済を対馬国元において現銀で商売掛へ上納することになっていた。しかし項目8に「価ハ糸端物ヲ以上納可仕事」とあり、細物請負屋に限って多額な元方代価を中国産の白糸（上質生糸）と反物（絹織物）で上納するよう指示されている。

白糸・絹織物は、私貿易輸入品のなかで最大の利潤を生む商品であり、開市では現銀でしか入手することができない⁽¹⁸⁾。つまり細物請負屋は、銅・鐵など元方五品目を商売掛から借用する代わりに、元方代銀に相当する現銀を開市へ持込み、白糸・絹織物を商売掛へ納入することを義務づけられていたことになる。このことは、細物請負屋が単に私貿易用細物の納入や運上銀の決済だけでなく、白糸・絹織物供給という商売掛の業務の中でも極めて重要な輸入品の納入役を務めていたことを意味している。

以上、創設年代・構成商人・請負規程・御免物貿易の

いずれをみても、細物請負屋はいわば商売掛の下請負的な存在として活動を開始したことが実証される。

註

(1) (2) 宗家文書、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵。

(3) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）二二一～二三四頁。

(4) 商売掛と細物請負屋がセットで活動を開始したことは、『賀島兵介言上書』（『日本経済叢書』巻二六、三四～三五頁）の次の記事からも窺うことができる。

（前略）以前御代官勤候御商売を、御商売掛に被仰付、只今御商売掛に付渡候者、御送使之僉官に付渡候者、其外在館之者共御商売之格違ひ、御商売掛より御代官等買掛り候事も不成、小問物請なひ被仰付、以前御免之小問物持渡候事も不成……

「請なひ（内）」とは、請負屋のことである。私貿易が商売掛の専管になったのと同様、小問物請負という新たな專業者の出現によって、かつて広く認可されていた御免物としての小問物輸出が禁止されるに至ったことが分かる。

(5) 阿比留武兵衛は元禄十五年（一七〇二）十一月まで、久井伊左衛門は宝永六年（一七〇九）まで、大東清右衛門は正徳元年（一七一）八月の元方役廃止までの勤務となっている。詳細は、前掲註(4)田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』二三五頁収録の元方役就任一覧を参照。

照。

- (6) 前掲註(4) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』二
三六頁。
- (7) 久井伊左衛門についての記事は断片的ではあるが、頻
繁に通詞を引き受けたり、倭館では部屋住いから空き地
に家を建てる許可を得るなど、精力的な活動をしていた
ことが分かる。宗家文書『倭館』毎日記(国立国会図
書館所蔵) 元禄元年九月三日、十月十九日、十一月十七
日、元禄三年四月二十三日、元禄九年九月十五日条を参
照。
- (8) 宗家文書『元字標銀記録』(長崎県立対馬歴史民俗資
料館所蔵)によると、元禄銀二割七分増歩の約定を訓
導・別差と交わした時の書類に、日本側交渉官として
「久井伊左衛門・橋辺判五郎・有田五兵衛」とある。
- (9) 宗家文書『諸運上・諸請負・諸商買・錢相場』(長崎
県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。
- (10) 宗家文書『町人江年寄中より墨附之控』(長崎県立対
馬歴史民俗資料館所蔵、記録類Ⅲ、32町関係)。
- (11) 田代和生「元禄期倭館請負屋と御免物貿易」『史学』
七七卷一号(二〇〇八年) 八頁収録、倭館請負屋名と請
負人名を参照。
- (12) 宗家文書『分類紀事大綱』附録2(国立国会図書館所
蔵)。
- (13) 宗家文書『類聚書抜』十、元文四年五月四日条(長崎
県立対馬歴史民俗資料館所蔵)。
- (14) 前掲註(3) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』二

七七頁。

- (15) 「元方」については、前掲註(11) 田代和生「元禄期倭
館請負屋と御免物貿易」一八〜二二頁参照。
- (16) 輸出価格は、次の通りである(いずれも一〇〇斤につ
き)。
銅 一七〇匁 鐵五三〇匁 鍍鉍三〇〇匁
丹木一三三匁 胡椒二五〇匁
宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物并御代物朝鮮よ
り出高積立之覚書』(国立国会図書館所蔵)
- (17) 前掲註(11) 田代和生「元禄期倭館請負屋と御免物貿
易」二七頁。
- (18) 田代和生「一七・一八世紀東アジア域内交易における
日本銀」(浜下武志・川勝平太『アジア交易圏と日本工業
化』(新版) 藤原書店、二〇〇一年) 一四七〜一四八頁。

第三章 私貿易における細物請負屋の活動

細物請負屋は、商売掛(元方役)の下請的役割を担った特殊な委託業者としてスタートし、それゆえに他の請負屋にはみられない、かなりの特典が与えられていたといえる。ところが創設から三年目にあたる貞享四年(一六八七)、商売掛からの要望として細物商売を対馬府中の全商人が関与できる「町中請負」に転換してはどうかという案が浮上した。元禄元年(一六八八)八月十五日

の書状控に次のよう⁽¹⁾にある。

朝鮮表小間物請内之儀、如御存旧冬御商売掛方より申出候者、町中へ被仰付二者諸人之営二も罷成哉と奉存候、若右之通被仰付二者小間物支配之統領人御国・朝鮮へ召置為致差引候者両関所御改にも紛敷儀御座有間敷由書付を以申出候二付、其御何も申談、諸人之為二罷成候へ者一段之儀二存町中へ被仰付候、依之統領之仁町中吟味仕其外存寄も候ハ、申出候様二と年行司へ申付候、然處年行司より勘定所へ申出候者町中再三寄合仕、色々申談候得共御理申上候、勘定衆へ申談右より請負候者中へ最前之通申付け候、これによると商売掛の提案は、細物を町中請負にすれば諸人の利益にもなり、彼らを束ねる「小間物支配之統領人」を国元と倭館に置いて差引を担当させれば関所改めもスムーズにいく筈であるとしている。しかし持ち込まれた町側で再三にわたって協議を重ねた結果、年行司を通じて「御理⁽²⁾」という結論を伝えてきた。このため、細物商売は従来通り請負屋への委託が継続されることになったという。右の文面をみる限り、創設当初の細物業は一般商人の間でさほど旨味ある業種とは認識されていなかったことが分かる。

近世日朝貿易における細物請負屋の活動

では実際に、倭館での細物取引ほどの程度のレベルで行われていたのだろうか。音物関係や御免物貿易に関わる具体的な数値は不明だが、商売掛（元方役）の設置期間中（貞享元年～宝永七年）に記録された帳簿⁽²⁾が現存することから、私貿易部門での細物取引額を明らかにすることができるといえる。つぎの表4は、輸出項目の中から細物関係だけを抽出し、その輸出額を合計したものである。表の「買元値」とは、商売掛が細物を輸出するときの利益率（二〇%）⁽³⁾から、細物請負屋の仕入原価を算出した参考数字である。前章で明らかにしたように、細物請負屋は五〇貫目を限度に商売掛へ売り渡すようにと定められていたが、表の「買元値」をみる限り、この限度枠を上回るのは元禄四年（一六九一）のみで、少なくとも私貿易での細物集荷状態は予想を下回るものであったことがわかる。

全体の傾向を輸出額でみると、前出「町中請負」が提案された貞享四年（一六八七）は、前年の三分ノ一に落ち込んでおり、翌元禄元年もほぼ同額の輸出額になっている。しかしその後、輸出は順調に回復し、元禄四年（一六九二）この時期としては最高額の八八貫目余になっている。このピーク時（元禄四年）における細物の品

表4 私貿易における細物輸出額と買元値

年 代	輸 出 額	* 買元値
貞享元年(1684)	17貫516匁7分3厘	14貫013匁
貞享2年	41貫380匁	33貫104匁
貞享3年	36貫540匁	29貫232匁
貞享4年	13貫724匁	10貫979匁
元禄元年	17貫064匁	13貫651匁
元禄2年	56貫496匁	45貫196匁
元禄3年(1690)	35貫855匁4分	28貫684匁
元禄4年	88貫528匁3分	70貫822匁
元禄5年	28貫600匁	22貫880匁
元禄6年	18貫784匁7分4厘	15貫027匁
元禄7年	30貫707匁8分5厘	24貫565匁
元禄8年(1695)	0	0
元禄9年	8貫400匁	6貫720匁
元禄10年	14貫745匁0分5厘	11貫796匁
元禄11年～13年(1700)	0	0
元禄14年	1貫000匁	800匁
元禄15年～宝永7年(1710)	0	0

* 買元値は、輸出額の20%減で算出。匁以下切捨。
 宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』（国立国会図書館所蔵）より作成

目余」という驚異的な数値を記録している。しかし煙器の輸出を年代別にみると、表6のように翌年の元禄五年（一六九二）と同六年にそれぞれ一〇万挺に激減し、その後元禄七年（一六九四）～宝永七年（一七一〇）は輸出ゼロとなっている。それでも元禄七年は煙器に代えて黄連（一二貫目余）と小間物色々（一五貫目余）、その他の品で三〇貫目余（表4）の輸出額を確保できたが、元禄八年以降の落ち込みはひどく、これは明らかにに煙器輸出の中断が原因になっていたと考えられる。

目と数量を表5に示した。これを見ると、細物輸出の中心は銀山煙器（キセル）と黄連（葉種）で、この二品目だけで細物輸出額の九七%を占めていることが分かる。とりわけ煙器のほうは、一年間で三六万挺（銀額五八貫

とところで元禄期後半の貿易不振は、細物に限らず、私貿易全体が危機的状況に陥っていたことも事実である。元禄八年（一六九五）に実施された幕府の貨幣改悪が、私貿易輸出の中核であった丁銀の品位を低下させ、私買

表5 元禄4年(1691)私貿易における
細物輸出品と数量

品目	数量	輸出額
銀山煙器	364,000挺	58貫240匁
黄連	669斤	28貫098匁
時計	1ツ	420匁
沈香	196匁	71匁4分
小刀	53本	509匁6分
紅梅	8本	70匁
躑躅	5本	36匁4分
見臺	3つ	462匁
類聚纂要	2部	89匁1分8厘
左傳	2部	125匁5分8厘
列仙傳	2部	54匁6分
合計		88貫528匁3分

出典は表4と同じ

表6 私貿易における刻多葉粉・銀山煙器輸出表

	刻多葉粉箱	銀山煙器挺
貞享元年(1684)	9,000	27,307
貞享2年	195,000	88,000
貞享3年	270,000	0
貞享4年	199,000	38,000
元禄元年	100,000	30,000
元禄2年	250,000	50,000
元禄3年(1690)	342,000	136,000
元禄4年	370,000	364,000
元禄5年	232,000	100,000
元禄6年	193,000	100,000
元禄7年	0	0
元禄8年(1695)	0	0
元禄9年	165,000	0
元禄10年	40,000	0

	刻多葉粉箱	銀山煙器挺
元禄11年	90,000	0
元禄12年	110,000	0
元禄13年(1700)	1,000	0
元禄14年	3,463	0
元禄15年	7,000	0
元禄16年	3,000	0
宝永元年	3,000	0
宝永2年(1705)	2,000	0
宝永3年	5,000	0
宝永4年	0	0
宝永5年	0	0
宝永6年	0	0
宝永7年(1710)	4,000	0

刻多葉粉は御商売物。銀山煙器は細物。

出典は表4と同じ。

易業務を麻痺させていったためである。⁽⁵⁾ 私貿易以外の細物取引は、帳簿類が存在しないことから詳細は不明だが、こちらも元禄八年(一六九五)より封進物や音物用の細物代価に宛てられていた公木(朝鮮木綿)が支給されない状態が続き、木綿の国内販売による利益獲得が見込めない状況に陥っている。元禄十年(一六九七)⁽⁶⁾ 細物請負屋が勘定所へ宛てた口上覚に次のようにある。

乍恐口上之覚

於朝鮮表御送使遣物細物代公木之儀、^(元禄八・九年)亥子兩年分之未収凡四拾五束程御座候、彼地御役方え折々御理申候得共、近年公木之出方不足ニ御座候故、唯今迄不被成下候付、^(細物)細調方仕払等ニ迷惑仕候、罷成御事ニ御座候ハ、於御当地代銀ニて被仰付被下候ハ、難有可奉存上候、以上、^(元禄十年)丁丑六月十一日

細物請負中

御勘定所

右之通願出候ニ付、御勘定役え遂相談、木綿壹疋代銀八匁五分ニして願之通於爰元被成下、被申渡候様ニと御勘定方へ申渡ス、

これによると細物屋の未収公木は、元禄八年・九年分を合わせて四五束になっており、同年の倭館相場(一束||

銀五六〇匁)で換算すると二五貫二〇〇目分もの資金が凍結していたことになる。未収分は、勘定役の判断により木綿一疋||銀八・五匁替で現銀払いされることになったが、この換算は一束(五〇疋)あたりにすると四二五匁と倭館相場からみてかなり低く、結果的に藩側に有利な価格設定となっている。

細物請負屋が公木の入手難に陥ったのは、やはり私貿易業務の不振からくるものである。細物請負屋の口上覚が提出される七日前、元方役が支配方の平田所左衛門へ宛てた覚書からその辺の事情を窺うことができる。⁽⁷⁾

口上覚

於朝鮮表御送使木綿壹ヶ年ニ凡千百束余御請取前ニて御座候内、四百束程ハ御買米代ニ引、残木綿七百束余御座候内、御国渡并諸請負ニも相渡候残木綿年ニより五六百束程宛我々方請取ニ仕、手形ニて売出此価白糸ニ仕付申候、然は此程被仰付候は朝鮮え御渡方之便ニも罷成、御為宜儀候ハ、吟味仕申上候様ニと被仰付候、依之役條木綿之儀御買米代之外は不残我々方ニ請取差引仕候得は御銀渡方之便ニも罷成、乍纔御為ニ罷成申候、殊ニ新銀之違等御座候得ハ、弥御為宜様ニ奉存候得共、此後御国渡之木綿并諸請

負二も被罷渡候儀被差止候ハ、如何可有御座候哉、

□□儀ニ御座候故、御窺申上候、以上、

(元禄十年)
丑六月四日

御元方役中

平田所左衛門殿

右之通御元方役方より申聞候ニ付、平田所左衛門并御勘定役え遂相談御入用之木綿六拾束御送使方へ差渡、残分ハ御元方役方へ請込候様ニと御勘定役え申渡ス

当時の公木支給額（輸入定額）は、封進・公貿易を合計して年間一一三四束余で、うち四〇〇束を換米分に宛てるため、残り七三四束が送使方への支給分となる。これを元方役へ廻して私貿易で再輸出する方法が元禄元年（一六八八）からとられていた。帳簿によると元禄十二年（一六九九）までに総計七九〇〇束余の公木輸出が確認されており、平均すると年間六六三束、これは送使方支給分（七三四束）の九〇％に相当する。とりわけ右の覚書が提出された元禄十年（一六九七）の公木輸出額は七二七束余と、送使方支給分の九九％が私貿易へ廻わされた計算になり、右の史料にある「役條木綿之儀御買米代之外は不残我々方ニ請取差引仕」という元方役の主張が全面的に認められたことを物語っている。この年は

近世日朝貿易における細物請負屋の活動

「殊ニ新銀之違等御座候」とあって、新銀（元禄銀）と慶長銀の品位差の交渉開始の年に当たっており、新銀の不評を見越して朝鮮で貨幣がわりに通用する公木を元方役に集中させ、「白糸ニ仕付申」（白糸輸入の対価にあてる）方策をとったものである。すなわち細物請負屋に生じた公木未収は、元方役による公木独占の結果であることは明らかである。

ただし公木は官営貿易での輸入品で、それも定額制であるため入手できる数量に限りがある。そこで元方役は、当時倭館市場で輸出が期待されるようになった日本産木綿を私貿易に廻し、木綿輸出货量の総額増大をはかることにした。そもそも日本木綿の輸出は、元禄九年（一六九六）請負屋の加勢五右衛門と井手権四郎が、白糸・人參の輸入対価用に六〇〇束の倭館輸送を請願した時に始まる。⁽¹⁰⁾

一、加勢五右衛門・井手権四郎、朝鮮人日本木綿望被申儀ニ候間、巷ケ年二六百束相調差渡、此価ニ彼国より白糸・人參請取候得は、現銀にて御請取候を木綿にて差引仕候故、現銀代りニ被成御為宜敷奉存候由、願之書付町奉行迄差出候を町奉行より御支配え被差上候、
……

右に「朝鮮人日本木綿望被申儀ニ候間」とあり、日本木綿に対する需要が朝鮮市場でかなり高かったこと、しかもこれが白糸・人參の対価として現銀同様に通用する見込みがあると明言している。

おそらくこの予想が的中したのであろう。元方役はこれより二年後に日本木綿を私貿易専売品とし、その調達・輸送・販売を、私貿易不振で割をくっていた細物請負屋に委託することにした。元禄十一年(一六九八)四月、日本木綿の輸出業務に参入しようとして不許可に終わった串崎二右衛門(商人)の請願書に次のようにある。

乍恐口上覚

朝鮮表にて御商売被遊候日本木綿之儀、御元方役衆方より御売出被成候得者、商人中ニ御割付不被下候者不叶儀ニ御座候故歟、細物屋方より被売出候、木綿売方・調方共ニ某ニ被仰付候ハ、白糸売込等持居申慥成商人ニ申組糸替ニ売付申、代銀之員数并其商人御元方役衆方へ引付可申候条、白糸御請取方之儀者御元方役衆方にて御指引可被成候、手本木綿相極置毎度商人ニ申談、木綿員数之注文并直段合之手形等取之、朝鮮御元方役衆方へ其商人引合置申、一方にて相調可申上候、依之願方之儀左ニ記之申上候、

一、上木綿壹疋ニ付、但 拾四尋式三尺之間幅九寸五歩ニして 代銀拾匁ニ売上可申候、

内式分ハ 加瀬伊兵衛ニ

内一分ハ 大坂三吉屋小兵衛右同断

(中略)

一、朝鮮表にて木綿一疋ニ付拾匁宛大坂調之直段にて売付可申候、若少ニても売損有之候ハ、其損銀某方より爰元にて上納可申上候、木綿之儀中下除之上木綿斗相調、尋幅ハ不及申地合等吟味仕、朝鮮相方宜様ニ織立させ相調申義ニ御座候間、必定調直段より高直ニ売付可申と奉存候、(中略)

右之趣町御奉行迄宜様被仰上可被下候、已上

元禄十一戊寅年四月十二日

串崎二右衛門

住永文右衛門殿

江嶋奥右衛門殿

右の書き出しに「朝鮮表にて御商売被遊候日本木綿之儀、御元方役衆方より御売出被成候得者、……細物屋方より被売出候」とあり、同年に元方役が私貿易で輸出した日本木綿は、細物請負屋の扱いであることを明らかにしている。また傍線を付した箇所によると、串崎は日本木綿

の調達を自身に請負わせてもらえば、「白糸売込等持居申慥成商人ニ申組糸替ニ売付申」「朝鮮御元方役衆方へ其商人引合置」などと述べている。要約すると、

- ① 日本木綿は「糸替」即ち白糸の対価となりうること、
- ② 白糸売込を専業とする朝鮮商人が存在したこと、
- ③ 元方役は「慥成商人」の人的情報を、現場に詳しい請負商人から得ていたこと、

といった内容で、ここから当時の倭館市場の実態をかいま見ることができるといえる。

では実際に元方役が輸出した日本木綿は、どのくらいの数量だったのだろうか。私貿易における日本木綿の輸出を帳簿で見ると、表7に示したように元禄十一年（一六九八）・同十二年・宝永四年（一七〇七）の三回分が確認され、このうち細物請負屋が委託されたのは初めての二ヶ年と考えられる。種類は幅広上木綿と並木綿の二銘柄で、年に四〇〇〜五〇〇束もの日本木綿を、公木（一束〓五〇五匁〜五〇八匁）よりもかなり高い価格で輸出している。朝鮮輸出用とされた日本木綿は、先の串崎の書付によれば幅九寸五歩（約三六センチ）、長さ一四尋二〜三尺（約二六メートル）の上木綿が、合わせて三分の口銭（手数料）を入れて大坂で一疋につき一〇匁（一

束〓五〇〇匁）という廉価で仕入れることができたという。「尋幅ハ不及申地合等吟味仕、朝鮮相方宜様ニ織立させ相調申」と、朝鮮好みの寸法、地合（布地の質）にあわせて如何様にも織りたてることができるとしており、おそらく細物請負屋の委託内容もこれとあまり大差ないものだったと考えられる。

このように日本木綿の輸出は、本場の朝鮮で品質・価格ともに極めて高い評価を得、公木と並んで私貿易の輸出品に加えられることになった。それは私貿

表7 私貿易における日本木綿の輸出（元禄11・12・宝永4年）

年代	品名	*数量	代銀	1束につき
元禄11年(1698)	幅広上木綿	113束5疋	89貫801匁4分	794匁
	並木綿	297束15疋	179貫271匁9分	603匁
元禄12年(1699)	幅広上木綿	237束	188貫178匁	794匁
	並木綿	324束25疋	195貫673匁5分	603匁
宝永4年(1707)	幅広木綿	99束24疋	63貫169匁8分	635匁

*原史料は疋単位だが、公木との比較のため束（50疋）に直した
出典は表4に同じ

易不振期、細物請負屋が被った損失分をカバーするに余りある数量であったといえよう。だが木綿は朝鮮国内でこそ代用貨幣となるが、中国から白糸などを新たに輸入しようとするれば、やはり良質な現銀が必要とされる。日本の悪鑄銀（元禄銀）への不評は、新たな輸入品の集荷不足という悪循環を招き、私貿易市場の輸出超過現象、換言すれば日本側に多大な売掛銀の累積を生じる結果になった。

註

- (1) 宗家文書『朝鮮江被召仕候段々、朝鮮之馬御取寄』（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。
- (2) 宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』（国立国会図書館所蔵）。
- (3) 『古川家覚書写』（九州大学文学部所蔵）に、「日本代物之細物ハ、於朝鮮之売立直段ハ買元二二割を相加候」とある。
- (4) 表6には、御商売物ではあるが煙器とセットになる刻多葉粉の輸出货量も示しておく。こちらも元禄後期から減少傾向にあるが、『古川家覚書写』（前掲註3）によると享保期（一七一六〜一七三五年）ごろには刻多葉粉 千箱入五五〇櫃（五五万箱）
銀山煙器 六万四千挺

と銀山煙器ともども輸出货量は回復している。

- (5) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）二九八〜三〇五頁。
- (6) (7) 宗家文書『支配方 日帳』元禄十年六月十九日条（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。
- (8) (9) 前掲註(5) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』一五〇頁。木綿輸出は、同書二七六〜二七八頁を参照。
- (10) 宗家文書『毎日記断簡』（A71）元禄九年六月十二日条（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。
- (11) 宗家文書『御支配方毎日記』元禄十一年六月十八日条（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）。

第四章 売掛銀回収の委託

元禄十二年（一六九九）輸出銀の通用交渉が妥結して元禄銀が貿易銀とされたものの、私貿易は一向に好転する気配がなかった。銀を渡しても、対価となるべき輸入品の集荷が激減し、朝鮮側への売掛銀だけが累積する始末であった。そこで元方役は、翌元禄十三年よりこの売掛銀の回収にのりだし、その一部を細物請負屋へ委託することになった。

細物請負屋が担当したのは、安先達という朝鮮商人か

らの売掛銀回収である。元方役より細物請負屋へ出された書付に、次のよう⁽¹⁾にある。

覚

一、安先達方へ御売掛銀高之内、参百貫目細物請負中へ引請、年府^(賦)ニして上納被成候様ニ各中より安先達へ宜被申組、相談相濟候ハ、右之銀上納相濟候迄ハ水牛角商売之儀、細物請負中より売買可被致候事、
一、爰元朝鮮へ有之水牛角三千百拾壹本之内より辰巳^(元禄十三年)兩年之看品用八百六拾本引除ケ、残角式千式百五拾壹本各方江被渡可申事、

一、水牛角買本直段壹本ニ付拾匁五分朝鮮表ニ而之売直段三拾六匁ニ相当り候、御元方役最初より之売買並シ直段如此御座候間此通ニ而差渡し可被成事、水牛角買本銀之儀各中より才覚を以被相調候共、又ハ此方より相渡候共、恰好宜様ニ被申渡事、

一、右三百貫目上納前之儀、何ヶ年年府上納可被致哉之事、

右之通ニ御座候間、此後水牛角商売各中より被成候而年府銀取立申様ニと被仰付候ニ付、如斯御座候、以上、

辰八月十七日

御元方役中

細物請負衆中

覚書によると安先達の売掛銀は三〇〇貫目で、細物屋はその回収をはかる代わりに私貿易輸出品の水牛角の調達・販売を委託されている。その内容は、現在倭館に在庫されている水牛角三二一一本のうち、二年分の看品(官営貿易輸出品)用に八六〇本を取り除き、残り二二五一本を私貿易用に廻すので、これを販売して欲しいというものである。この在庫分の水牛角は元方役が一本〓銀一〇・五匁で仕入れたと説明されているが、同じ日に細物屋が提出した覚書(後出)に「諸事掛物共ニ壹本ニ付拾匁五分かへニ相当候」と記されていることから、倭館への運送費など諸経費を含んだものであることがわかる。これと予定された輸出値(三六匁)の差額(二五・五匁)が細物屋に入る利益と見積もり、ここから売掛銀回収をはかろうという計画である。

ところで細物請負屋の担当する朝鮮商人安先達とは、どのような人物なのか。元方役へ提出された覚書⁽²⁾による

看品角并御商売之角共ニ安先達方へ請込候様ニ、朝鮮表公儀向請負仕居候、

とあり、官営貿易および私貿易による水牛角取引を専業

とし、それも「朝鮮表公儀向請負」、すなわち朝鮮政府公認の官許商人であることがわかる。水牛角の原産は東南アジアで、対馬藩が長崎で購入して倭館へ持ち込む。

朝鮮ではこれを弓の握りに使用するため、「弓角」あるいは色から「黒角」とも呼び、朝鮮王府の内弓房や軍器寺などの軍事官庁の必需品である。近世初期から官営貿易の定品に指定して供給量の確保をはかってきたが、しだいに角が小振りになるなど品質が粗悪になってきたため、肅宗二十年(一六九四、元禄七) 水牛角を王府へ納入する専業商人「弓角契」が、東萊商・京商・開城商らによって組織されることになった。⁽³⁾ 安先達はその弓角契の一員であることには間違いないが、この弓角契は創設から早くも八年後の元禄十三年(二七〇〇)、銀三〇〇貫目という多大な売掛銀を抱えるなど活動に一頓挫をきたしていたことが判明する。

さて元方役からの要請を受けて、田中伝右衛門・榎藤分右衛門・大束清右衛門ら細物屋請負中は、より具体的な内容を盛り込んだ覚書⁽⁴⁾を提出してきた。

覚

一、御商売之水牛角之儀、此後細物請負方ニ而商売仕候様ニ被仰付候間、安先達方江御売掛銀高之内三百

貫目我々方へ引請角商売仕候利潤銀在銀を以□□上納仕候様ニ被仰付奉畏候事、

(中略)

一、水牛角買元直段年数並シ被成候処、諸事掛物共ニ壹本ニ付拾匁五分かへニ相当候、并売直段之儀是又年数並シ被成候処、新直段ニして三拾六匁かへニ相当候間、此積りを以利潤銀差上候様ニ被仰付候、并年々看品角四百三拾本宛之儀ハ、右買元直段を以差引可仕候事、

只今当初并朝鮮へ有之候水牛角三千百拾壹本之内より辰巳^(元禄十三、十四年)兩年之看品御濟被成、残角式千式百五拾壹本来巳之年我々方へ御売渡可被下候事、

一、来巳之年より壹ケ年ニ凡角式千百本宛買調指渡、其内より看品角四百三拾本宛相渡、残角千六百七拾本年々売出し可申候、年々より調方売方共ニ員数過不足可有之候へ共、兎角此並を以売出し可申候、尤水牛角本銀之儀、長崎表ニ而相調候員数ニ応シ年々御渡可被下候事、

一、上納方之儀ハ癸未之年より戊丑之年迄七ケ年皆済可仕候、癸未之年ハ銀高八拾壹貫〇三拾六匁^(宝水元年)甲申之年より戊丑之年迄六ケ年之間ハ壹ケ年ニ六拾貫百

廿日宛何も端物を以朝鮮表二而上納皆済可仕候事、

(中略)

一、右角長崎より差渡候ハ、御請取被成、朝鮮表え被差渡候節看品角引除ケ、残分老本二付三拾六匁替ニして朝鮮表ニて可申請候事、

右之通弥被仰付御事ニ御座候ハ、御奉公之儀ニ御座候間、安先達方宜申含、不絶商売仕、上納方無滞様ニ相働見可申候、以上、

辰八月十七日

田中伝右衛門 印

権藤分右衛門 印

大束清右衛門 印

細物屋請負中

御元方役衆中様

内容が多岐にわたるため、売掛銀に關係する項目だけを要約すると次の通りである。

①元方役が申し出た倭館在庫分の水牛角二二五一本の販売委託は、元禄十四年(一七〇一)から行う。

②元禄十四年より年間二二〇〇本の水牛角を長崎で調達し、倭館へ搬入する。この仕入銀は、調達実数に依じて元方役が支払って欲しい。ここから看品用角四三〇本を除いた残り一六七〇本を、一本〓銀三六匁替で翌

年以降委託販売したい。

③売掛銀上納は、最初の水牛角売渡の二年後(元禄十六年)から開始し、合計が三〇〇貫目に達する七年賦としたい。しかし水牛角貿易が不振であれば、延納もありうる。

④上納は現銀ではなく、「何も端物を以朝鮮表二而上納皆済可仕候事」と、輸出代銀に相当する反物(絹織物)で代納する。

以上、細物屋が提出した売掛銀上納計画をまとめると、(表8)のようになる。これによれば、かれらは向こう七年間にわたって合計一万本以上の水牛角貿易に關与することになる。しかし水牛角は中国船・オランダ船が長崎へ持ち込む中継品であることから、これだけの数量を確保できる保証はない。そこで②のように、水牛角仕入銀は調達実数に応じて元方役の支払いとして欲しいと提案した。請負内容を単に水牛角の調達・輸送・販売、といった一連の業務サービスの枠内にとどめておけば、不安定な水牛角貿易に自己資本を投入するリスクが回避できる。このため売掛銀の上納は、元方役が提案したような利銀から捻出するのではなく、三〇〇貫目を上回る四四一貫目余相当分の反物(絹織物)で納品することとし

表8 売掛銀(300貫目)の上納計画(7年賦)

回数	売出年	水牛角	代 銀	上納年代
1	元禄14年(1701)	2,251本	81貫036匁	元禄16年(1703)
2	元禄15年(1702)	1,670本	60貫120匁	宝永元年(1704)
3	元禄16年(1703)	1,670本	60貫120匁	宝永2年(1705)
4	宝永元年(1704)	1,670本	60貫120匁	宝永3年(1706)
5	宝永2年(1705)	1,670本	60貫120匁	宝永4年(1707)
6	宝永3年(1706)	1,670本	60貫120匁	宝永5年(1708)
7	宝永4年(1707)	1,670本	60貫120匁	宝永6年(1709)
	合 計	12,271本	441貫756匁	

水牛角1本=銀36匁替
各年度ごとに反物で上納

宗家文書『支配方日牒』元禄13年8月21日条
(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵)より作成

たものである。覚書の最後に「右之通弥被仰付御事ニ御座候ハ、御奉公之儀ニ御座候」と述べているように、このことを細物屋は御奉公の一部であるととらえていたようである。元方役の意向に沿いながらも、低迷を続け

る私貿易経営に自らが巻き込まれないよう細心の注意を払っている様子が窺える。

つぎにこの売掛銀が実際にどのように回収されたかをみていこう。まず私貿易帳簿⁵⁾で知られる水牛角の輸出実数を、細物屋が委託された元禄十四年(一七〇一)以降、宝永七年(一七一〇)の一〇年間について(表9)に示しておく。これによると元方役の計画通り、水牛角の輸出価格は一本 \parallel 三六匁が五年間にわたり持続されていたことが分かる。しかし宝永四年までの間の水牛角輸出数は合計四九六二本、輸出代銀は合計一八四貫〇三六匁余で、前出(表8)に示した上納予定額(四四一貫目余)をかなり下回っている。先述③に「水牛角貿易が不振であれば延納もありうる」としていることから、おそらくその後の宝永五年 \sim 七年の三年分(水牛角合計二三〇四本、代銀合計一〇八貫八五〇匁)も、細物屋への委託が継続されたものと考えられる。この三年分を先の数字に加算すると、元禄十四年(一七〇一) \sim 宝永七年(一七一〇)の水牛角輸出数は合計七二六六本、輸出銀額は合計二九二貫八八六匁余となり、上納予定額(四四一貫目余)の六六%を反物で回収できたことになる。

ところで私貿易帳簿は、各年度ごとに輸出入額の差引

表9 水牛角輸出高（私貿易） 元禄14年～宝永7年

年 代	数 量	代 銀	価 格 1本二付
元禄14(1701)年	1,330本	48貫732匁3分	36匁
15	570本	20貫520匁	36匁
16	893本	32貫148匁	36匁
宝永元(1704)年	90本	3貫240匁	36匁
2	629本	23貫132匁5分	36匁
3	792本	29貫992匁9分	37匁
4	658本	26貫271匁	39匁
(ここまで合計)	4,962本	184貫36匁7分	—
宝永5(1708)年	697本	37貫990匁	54匁
6	239本	13貫440匁	56匁
7	1,368本	57貫420匁	41匁

宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』（国立国会図書館所蔵）より作成。

がなされておられ、ここから元禄十四年（一七〇一）以降元方役が行った売掛銀の現銀による回収状況の全貌が判明する。すなわち（表10）に示したように、売掛銀は元方役が自ら行った「年賦取立銀」の他に、個別に行われた「朴同知上納

表10 元方役の年賦回収状況（現銀上納分）

	内 訳			年 賦 合 計 (回収額)
	年賦取立銀	朴同知上納銀	細物屋年賦銀	
元禄14年(1701)	541貫336匁15	11貫681匁	—	553貫017匁15
15年	349貫958匁856①	23貫000匁184②	—	372貫959匁04
16年	101貫546匁79	4貫515匁34	—	106貫062匁13
宝永元年(1704)	56貫506匁104	—	16貫610匁91	73貫117匁014
2年	32貫212匁798	—	16貫610匁91	48貫823匁708
3年	31貫582匁31	—	16貫611匁	48貫193匁31
4年	—	—	—	0
5年	131貫829匁912	—	16貫571匁55	148貫401匁462
6年	28貫991匁82	—	—	28貫991匁82
7年	17貫267匁66	—	—	17貫267匁66
計	1,291貫232匁4	39貫196匁524	66貫404匁37	1,396貫833匁294
残 額(年賦残)	3,471貫025匁93 ③	22貫392匁 ④	50貫000匁⑤	3,543貫417匁93
総 計	4,762貫258匁33 ⑥	61貫588匁524	116貫404匁37	4,940貫251匁224

註①②原本には合計額372貫959匁04が記載。

③「年賦銀差引残」 ④「朴同知公本売掛差引残之分」

⑤「安先達年賦差引残 外二人参21斤上納前」

⑥元禄14年「六ヶ年賦被成候分」4,762貫258匁33と一致。

宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』（国立国会図書館所蔵）より作成。

「銀」と「細物屋年賦銀」の三系列に分けて回収がなされている。このうち細物屋からは、宝永元年・二年・三年・五年の計四回にわたって六六貫四〇四匁余の現銀が上納されている。水牛角の入手不足をこのような形で補填していたことを示しているが、この現銀上納分（六六貫四〇四匁余）に先の水牛角輸出代銀（二九二貫八八六匁）を加算すると三五九貫二九〇匁になり、反物と現銀の違いはあるが、宝永七年（一七一〇）までに予定額（四四一貫目余）の八〇%以上が元方役へ上納されていたことになる。さらに元方役が廃止された正徳元年（一七一一）の差引之覚に、安先達年賦銀にかかわる記載がみられる。⁷⁾

一、同^(銀)五拾貫目 安先達年賦差引残

外二人参式拾壹斤 上納前

これは細物屋が委託された安先達売掛銀三〇〇貫目の上納方法が、水牛角売上分の反物と現銀だけでなく、人参も加わっていたことを物語っている。この時点での上納残りは、現銀五〇貫目・人参二一斤とあり、これが元方役の跡役である別代官⁸⁾へ引き継がれたものと理解される。このように細物屋が委託された売掛銀は正徳元年（一七一一）に至っても完納されていなかったが、元方役が

かかえていた他の売掛銀の回収状況と比較すれば、むしろ良好な成績であったといわざるをえない。たとえば（表10）「年賦取立銀」の項目に注目してみよう。これは元禄十四年（一七〇二）、個別回収分を除いた売掛銀四七六二貫二五八匁を宝永三年（一七〇六）までの六ヶ年賦で完納させる計画をたて、その回収状況を示したものである。ところが予定より四年後の宝永七年（一七一〇）になっても回収できたのは僅か一二九一貫目余で、その回収率は二七%という惨憺たる結果に終わっている。さらにこの回収が進まないうちに新たな売掛銀（一四六七貫二五八匁⁹⁾）が累積し、元方役が廃止される正徳元年（一七一一）にその額は再度四七一六貫目余¹⁰⁾のレベルまで戻ってしまった有様である。このような莫大な売掛銀が貿易の資金回転をにぶらせ、結果的に対馬藩は特許銀（人参代往古銀）の製造を契機に元方役を廃止して、私貿易を勘定方役人で構成した別代官に経営をゆだねることになったといえよう。

註

- (1) (2) (4) 宗家文書『支配方日牒』元禄十三年八月二
十一日条（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）

(3) 「弓角契」および倭館出入りの朝鮮商人については、金東哲(吉田光男訳)『朝鮮近世の御用商人』(法政大学出版局、二〇〇一年)二五頁、二七頁、三〇頁以下を参照。倭館における水牛角貿易については、また稿をあらためて詳細に論じることとする。

(5) (7) (9) (10) 宗家文書『御商売御利潤并御銀鉄物渡并御代物朝鮮より出高積立之覚書』(国立国会図書館所蔵)

(6) 朴同知上納とは、帳簿に「公木売掛差引残之分」とあり、訳官朴再昌が請け負った私貿易による公木取引の焦げ付き分と考えられる。

(8) 別代官は藩の勘定方で構成されており、これを契機に私貿易の商人請負時代は終わる。詳細は、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)一九二頁。

終わりに

対馬藩のいう「細物」とは、①倭館での日用品、②輸出品(官営貿易・私貿易)、③音物(遺物)に大別され、かつては渡航者や担当役職が個々に調達して倭館へ搬入していたものである。種類は、食器類・調理器具・鏡・文具類・喫煙用具など生活に密着した日本産品が大半を占めており、この他長崎での中継品(主に東南アジア産

品)も細物の部類に入る。しかし朝鮮産品は含まれないことから、おそらく対馬からの搬入物資に限っての呼称と考えられる。

貞享元年(一六八四)、委託業者である細物請負屋が創設された。そのころ倭館への細物搬入は、次のような規程があった。

1 細物運上銀……仕入値銀一〇貫目につき五〇〇目。商売掛へ納入(納期は三年後)。

2 送使方細物(封進物・音物)……代官方へ納入。代価は公木で支払われ、これを国内販売できる(運上銀公木一束につき銀二五匁)。

3 私貿易用細物……商売掛へ納入。上限枠は銀五〇貫目。代価は「1細物運上銀」を相殺した後、商売掛より支払われる。

1は細物全体の納税代銀であり、これが3私貿易用細物の納入代銀から相殺されるということは、細物請負屋が私貿易担当官商売掛(元方役)の会計と連動していたことを示している。

細物の搬入総額については不明だが、倭館役員に認められた音物代だけで年間七貫目位あり、これに個人の音物分が加算される。私貿易用細物は、貿易が盛んな貞享

元年(一六八四)〜元禄七年(一六九四)の一二年間をみる限り、平均して二七貫目余で上限枠五〇貫目の半分位とみなされる。最盛期の元禄四年(一六九二)の事例でみると、細物輸出総額八八貫目余のうち五八貫目余が銀山煙器(キセル)三六万挺で占められており、御商売物である刻多葉粉の輸出とならんで、私貿易は朝鮮国内における喫煙慣習の浸透に大きな影響を及ぼしていたことがわかる。

商売掛との密接なかわりは、開市での御免物貿易の仕法からも窺うことができる。まず細物請負屋に認可された「御免物」は、次の通りである。

輸出品…五品目(銅・鐵・鍮・丹木・胡椒)。

輸出品…四品目(紬・煎紬・黄糸・真綿子)

輸出品は、品目ごとに定額がある。これらの輸出額合計(二四貫目余)が御免物貿易の規模とみなされ、他の請負屋(平均五〜六貫目)の四〜五倍のレベルで運営されている。輸出品の数量規程はないが、国内で販売するときの運上が個々に設定されており、これも商売掛へ納入される規程である。輸出品は総て商売掛が調達したいわゆる「御商売物」を借り受け、細物請負屋はその代価(元方代銀)を現銀ではなく、私貿易最大の輸出品であ

る中国産白糸と絹織物で納入するよう指示されている。このことは、細物請負屋が会計だけでなく、商売掛の私貿易業務そのものに深く関与していたことを裏づけている。創設年代や構成員などからみても、細物請負屋は商売掛の下請負的存在であったことは明かである。

ところで元禄期後半、私貿易は貨幣改鑄の影響を受けて危機的な状況に陥った。元禄九年(一六九六)商売掛は元方役と改名されて組織の強化がはかられたが、同時に細物請負屋へも時流に即した活動が求められることになった。まず元禄十一年(一六九八)・同十二年、送使方細物の代価として渡されていた公木の国内販売を中止され、代わりに日本木綿の倭館搬入を委託されることになった。これは元方役の方針により、公木と日本木綿を朝鮮へ輸出することで、丁銀の減少分を少しでも補填しようとしたものである。しかし私貿易不振は予想外に大きく、元禄十三年(一七〇〇)より細物請負屋は元方役に累積する売掛銀の回収を命じられることになる。そしてこの見返りとして、御商売物である水牛角の調達・販売を委託されたことから、細物屋は長崎の中国商人やオランダ東インド会社、あるいは朝鮮王府の専業商人(弓角契)との関係を深める結果になる。この水牛角貿

易は、長崎貿易や朝鮮商業史の側面にかかわる多くの問題を提起していることから、さらに別稿でとりあげて考察していきたい。

細物屋による売掛銀回収は比較的順調に進んだものの、元方役に累積する売掛銀は一向に回復する兆しが見えず、やがて正徳元年（一七一二）元方役の廃止により、以後の私貿易担当官は藩の勘定方役人で構成されることになった。しかし細物屋は解散されることなく、幕末期まで存続する。例えば享保期（一七二〇年代）朝鮮方の松浦霞沼・越常右衛門の意見によって倭館請負屋の一斉解散が命じられたときも、細物請負屋はその特殊性を次のように認められて倭館渡航を許可されている⁽¹⁾。

諸請負之内、小間物屋・酒屋・糶屋・繩筵請負・修理方請負・畳屋・豆腐屋、右七色之請負は無之候て不叶、当用ニ候故其俣ニ被立置、其餘之請負事ハ一切被差免、御商買外之日本代物・朝鮮代物、町人水夫とも勝手次第持渡取帰候儀被差免、相應ニ船賃を以被差通候者末々勝手ニ罷成可然義と存候事、
「右七色之請負は無之候て不叶、当用ニ候故其俣ニ被立置」とあるように、細物屋は倭館に不可欠な請負業七種の筆頭に明記されている。扱う品が貿易品だけでなく、

倭館住民の「当用」の品と、日朝外交や日々の交流に欠かせない音物を扱う業者であったことが、細物屋の倭館における役割の重要性につながっていたと考えられるのである。

註

(1) 宗家文書『分類紀事大綱』附録二（国立国会図書館蔵）。この措置は、家老杉村采女と朝鮮方の松浦霞沼・越常右衛門が倭館請負制について意見を交換した際、「朝鮮諸請負被仰付置候付、町人とも彼地へ罷渡候而も商買無之難儀仕候故、諸請負之残被召上、町人以下勝手次第ニ代物持渡候様被仰付度奉存候」といった現状を考慮して、倭館で商売する一般商人への救済策として、一種の専売制をとっていた請負屋の解散を命じたものである。